

## 国民の司法参加

監修・講師 橋本 康弘

福井大学 教育学部 教授

### 学習のねらい

「国民の司法参加にはどういった意味や意義があるのか」。この問いを探究することが、本学習のねらいになります。「国民の司法参加」と聞くと、裁判員制度を思い浮かべる人がいるかもしれません。2022年4月から18歳になると裁判員に選ばれる可能性が出てきています。本学習では、「司法のしくみと役割とは何か」「国民が司法参加する意義とは何か」「(裁判員になると判断する可能性がある)死刑制度に賛成か反対か」等について考えていきます。

### ポイント 1 司法のしくみと役割

具体的な事件に即して、法律を解釈し適用することによって、国民の権利を保障し、「法の支配」を実現する役割をもつのが**司法権**です。訴訟には、私人どうしの争いなどを扱う**民事訴訟**、国家が犯罪を犯した疑いのある被告人を裁く**刑事訴訟**、政府や地方公共団体が行う行政行為の適法性を争う**行政訴訟**があります。公正な裁判が実現されるためには、司法権が立法権や行政権から独立している必要があります(**司法権の独立**)。司法権の独立には、裁判所が国会や内閣から影響を受けないことと、個々の裁判官が上級の裁判所の裁判官の影響を受けずに自由に任務を果たせること(裁判官の職権の独立)があります。

日本では、司法権は**最高裁判所**とそれ以外の下級裁判所(**高等裁判所**、**地方裁判所**、**家庭裁判所**、**簡易裁判所**)に属しています。日本では、民事裁判、刑事裁判ともに、同一事件について、三回まで裁判を受けることができます(**三審制**)。

日本の裁判所は、単に個別に事件について判断するだけではなく、関係する法律等が憲法に反していないかどうか、具体的な事件に即して判断する権限(**違憲審査権**)をもっています。

### 探究活動のヒント

**みなさんも、「裁判で人を裁く意味とは？」をテーマに探究してみてください。**

高校生のみなさんから見ると、裁判はとかく遠い存在かもしれません。しかし、自転車事故のように、いつ、何時、自分が事件に巻き込まれるかもしれません。裁判に関わることになるかもしれません。「裁判とは何か」「裁判で人を裁く意味とは何か」について今からしっかり考えておきましょう。

## ポイント 2 刑事司法と司法参加の意義

国家が刑法などの刑事規定で定められた罪を犯した疑いのある被告人を裁くのが**刑事訴訟**です。罪を犯した捜査の対象とされている者を被疑者といい、**被疑者**は警察による取り調べを受け、逮捕された場合は48時間以内に検察に送検されるかが決まります。検察に送検された被疑者はその後**検察官**による取り調べを受け、容疑が固まって検察に起訴されると、被告人として刑事裁判にかけられます。憲法では罪を犯した疑いのある者の身体の自由を尊重するために、さまざまな権利を保障しています。それらの権利には、**法定手続きの保障**や**黙秘権**などが含まれます。また、憲法では裁判にかけられる被告人にさまざまな権利を保障しています。それらの権利には、公平・迅速・公開裁判を受ける権利、弁護人を依頼する権利などが含まれます。刑事司法の重要な原則として、そもそも何人も法律にない刑罰を科せられることはなく（**罪刑法定主義**）、また、合法であった行為をのちの法で罰することもできません（**遡及処罰の禁止**）。

世界では現在、死刑を廃止している国と地域が140以上ありますが、日本には死刑制度があります。死刑制度には、犯罪の抑止効果などを理由に存続を支持する人もいますが、無罪の人を有罪にしてしまう**冤罪**などを理由に廃止を望む人もいます。冤罪の原因とされてきた、密室での違法・不当な取り調べを防止するため、近年、取り調べの映像記録などの可視化が一部の事件で義務づけられるようになりました。

国民に身近で速く頼りがいのある司法の実現をめざし、1999年から**司法制度改革**が行われました。裁判に国民の良識を反映させ、主権者としての国民の意識を高めることを目的に、一般の裁判員が職業裁判官と刑事裁判を行う**裁判員制度**が導入されました。また、2009年からは検察官が不起訴した事件についても、**検察審査会**で二度起訴すべきと議決した場合は強制的に起訴できるようになりました。

### 探究活動のヒント

みなさんも、「**裁判員制度で日本の司法はどう変わったのか？**」をテーマに探究してみてください。日本の裁判の審理は「わかりやすくなった」という成果も出ています。裁判員制度のメリットとデメリットの両方を探究してみると、裁判員制度の意義を理解するきっかけにしてみてもはいかがでしょうか。

## ポイント 3 私たちと裁判員制度

裁判員は、18歳以上（2022年4月以降）の国民のなかから選任されて、刑事裁判で裁判官とともに、事実の認定および量刑の決定に関与することになります。裁判員制度の対象となる事件は、殺人罪や強盗致死傷罪など、死刑や無期の懲役・禁固にあたる罪に該当する重大な犯罪です。つまり、私たちが裁判員として、被告人を死刑にするか否かという究極の量刑判断

